

## 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)(別表3)

### 工程ごとの作業内容及び解体方法

<p><b>仮設</b></p>	<p>仮設工事において特定建設資材の使用及び、その廃棄物の分別解体をする作業の有無についてチェックボックスにチェックマークを付す。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークを付すこと。</p> <p>仮設には一般的にバリケードや保安灯の設置等までもが含まれるが、作業内容における「仮設工事」は、足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工などの設置又は撤去等をいう。</p>
<p><b>土工</b></p>	<p>土工工事において特定建設資材の使用及び、その廃棄物の分別解体をする作業の有無についてチェックボックスにチェックマークを付す。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークを付すこと。</p> <p>なお、土工工事とは、路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等を行う工事をいう。</p>
<p><b>基礎</b></p>	<p>基礎工事において特定建設資材の使用及び、その廃棄物の分別解体をする作業の有無についてチェックボックスにチェックマークを付す。また、解体工事の場合には分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークを付すこと。</p> <p>なお、基礎工事とは、人孔や管きよの基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去等をいう。</p>
<p><b>本体構造</b></p>	<p>本体構造の工事において特定建設資材の使用及び、その廃棄物の分別解体をする作業の有無についてチェックボックスにチェックマークを付す。また解体工事の場合には分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークを付すこと。</p> <p>なお、本体構造の工事とは、道路であれば舗装、街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去等をいう。</p>
<p><b>本体付属品</b></p>	<p>本体付属品の工事において特定建設資材の使用及び、その廃棄物の分別解体をする作業の有無についてチェックボックスにチェックマークを付す。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークを付すこと。</p> <p>なお、本体付属品とは、防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲートなどが考えられる。</p>
<p><b>その他</b></p>	<p>その他の工事がある場合には具体的に記入する( ~ に該当しない工種などについて記入する)。</p>